

公益財団法人かわさき市民しきん 寄付金等取扱規程

1. 当法人が受け取る寄付金等は、以下の3種類とする。
 - ① 特定の事業の目的のために集める特定寄付金(「あとおし」「いしずえ」「えんたく」「テーマ基金」)
 - ② 賛助会員会費など管理費の財源に充てるために使用することができるもの
賛助会員会費：1口 5000円
団体賛助会員会費：1口 10,000円
パートナー賛助会員会費*：500,000円
*企業にとっても、CSR活動や人材育成の活性化につながるよう、プログラムに様々な形で参加できる制度。
 - ③ 管理費の財源に充てるために使用することができる応援寄付
2. 寄付金の管理は、基本的に銀行口座で管理することとする。また、寄付金ごとに、銀行口座を分けて保管する。
3. 「あとおし」の寄付金は、寄付金の総額から「あとおし」事業の運営経費として15%を引いた金額を寄付募集期間終了後1ヵ月以内に助成対象団体へ振り込むものとする。但し、計画変更の場合は選考委員長の承認後速やかに振り込むものとする。
4. 「いしずえ」の寄付金を受領する場合、寄付者の指定する目的や使用目的などについて、理事会に承認を受けてから受領することとする。
5. 納付された寄付金は、返還しない。ただし、下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄付金を 辞退しなければならない。
 - (1) 寄付者がその寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
 - (2) 寄付金の受け入れに起因して、当法人が著しく資金負担が生ずる場合
 - (3) (2)に掲げる場合のほか、当法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及び当法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合
6. 金銭以外の寄付の取り扱いについては、理事会で承認を得ることとする。
7. 寄付金等を受け取ったら、早急にお礼状を送る。
8. 寄付の募集期間終了後は、寄付募集の結果報告を、また事業期間終了後はその事業の報告を寄付者に送付する。また、HPでの公開で替えることもできる。
9. 寄付金等の管理は担当理事2名で行う。
10. 運営費として使う口座以外の寄付金の受け取りのための銀行口座は、キャッシュカードを作らない。また、印鑑の保管は、通帳とは別にする。
11. 現金で預かった寄付金に関しては、早急に銀行口座に入金する。
12. 郵便振り込みを利用する場合は、どの事業への寄付金か明記してもらい、適宜銀行口座に移す。
13. 通帳への記帳は週1回、必ず行う。
14. 寄付者の情報は、週に1回取りまとめ、月末に担当理事2名で確認を行う。
15. 別に定める個人情報保護規程に従い、個人情報の管理には十分注意する。
16. 理事会時には、必ず通帳を提示し、理事・監事が寄付金の状況を確認できるようにする。

2016年4月5日

2018年3月23日改定